

社団法人新座市シルバー人材センター親睦会会則

(平成5年6月30日規)

(名称、事務所)

第1条 本会は社団法人新座市シルバー人材センター親睦会と称し、事務所は新座市シルバー人材センター(以下センターという)事務局内に置く。

(目的)

第2条 本会は会員の相互理解と親睦を深め、会員の豊かな生活づくりを支援し、あわせてセンター事業の進展に寄与するものとする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行い、事業の円滑なる運営と発展を期するためセンター及び関係団体との連携協調に努めるものとする。

- (1) 教養、保健、趣味のための集会
- (2) 見学、慰労のための旅行会の開催
- (3) 見舞い金等の給付
- (4) その他活動に必要なこと

2 見舞金の給付額は別紙1「見舞金等給付基準」のとおりとする。

(会員)

第4条 本会の会員は、センターの会員及び特別会員(センター役員)とする。

(会費)

第5条 本会の会費は、年会費600円とする。ただし、年度の途中で会員となった者の会費は、次の表の左欄に掲げる会員となった日の属する月の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

4月から6月	600円
7月から9月	450円
10月から12月	300円
1月から3月	150円

2 会員が諸事情により会費を納めることが困難なときは、役員会の承認を得て、その会費を免除することができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 幹事 15名以内
- (5) 監事 2名

幹事及び監事は前年度役員会において選出し、総会の承認を得なければならない。会長、副会長及び会計は幹事の中から互選する。

2 本会に、顧問・相談役を置くことができる。

(任期)

第7条 役員任期は2年とし再任されることができる。

- (1) 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- (2) 役員は辞任した場合または任期満了の場合において後任者が就任するまで前任者がその職務を行わなければならない。

(任務)

第8条 会長は会を代表して会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は会計事務を行う。
- 4 幹事は役員会を構成し会務を執行する。
- 5 監事は会計及び会務の執行を監査し総会に報告する。

(会議)

第9条 会議は総会及び役員会とする。

(総会)

第10条 総会は毎年1回開催し、この会則に規定するもののほか次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) その他親睦会の運営に関する重要事項

2 議長はその総会に出席した会員の中から選出する。

(役員会)

第11条 役員会は必要に応じ会長が招集する。

役員会の議長は会長がこれにあたる

(経費)

第12条 本会の経費は会費、特別会費、寄付金、その他の収入から支出する。

- 2 本会事業の旅行行事及び交流会行事に要する経費の一部を参加者から特別会費として徴収する。その徴収金額は役員会で定めるものとする。
- 3 特別会費を徴収する行事の会計は、親睦会会計と区分し、収支決算書を総会に報告する。

(予算及び決算)

第13条 本会の収支予算は、総会の議決を経て定め、収支決算は年度終了後2ヶ月以内に監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(会則の変更)

第15条 この会則の変更は、総会において出席した会員の2分の1以上の同意を得なければならない。

(委任)

第16条 この会則の施行について必要な事項は役員会において別に定めるものとする。

附 則

この会則は平成5年6月30日から施行する。

ただし、第7条第1項に規定する役員の任期は平成6年度総会までの1年間とする。

附 則

この会則は平成23年6月25日から施行する。

見舞金等給付基準

(目的)

第1条 この基準は、社団法人新座市シルバー人材センター親睦会の正会員(以下「会員」という。)が負傷・死亡したとき又は災害に罹災したときの見舞金及び弔慰金若しくは当該金額に相当する品物(以下見舞金等という。)の給付に関し必要な事項を定める。

(給付額)

第2条 会員に支払う見舞金等の給付額は、別表1に掲げる種別によるものとする。

- 2 会員が死亡したときは、会長は別表2で示す基準により弔意を表す品を見舞金の支給に合わせて給付することができる。

(請求)

第3条 この基準に定める見舞金等の給付を受けることのできる会員は、所定の請求書により会長に対し請求する者とする。

ただし、会員が死亡したときの請求は遺族とし、遺族のない場合または遠隔地に居住する場合は、会長は特に受給者を指定して支給することができる。

- 2 請求の根拠となる事実の証明は、事務局長の調査または報告等によることができる。

(基準)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は役員会で定める。

附 則

この基準は平成5年6月30日から施行する。

別 表 1

見舞金等種別	給付条件	給付額
傷害見舞金	親睦会及びサークルが主催する事業、会議等の参加中及びこの往復の途上の事故により5日以上入院または7回以上の通院となる傷害を被った場合	5,000円
災害見舞金	台風等により床上に及ぶ水害を被った場合または火災により半焼となった場合	5,000円
	火災により全焼となった場合	5,000円
弔慰金	会員が死亡したとき	5,000円

別 表 2

給付基準	品 名	備 考
会員が死亡したとき	弔電	給付に当たり時期の逸したもの、会員遺族の希望しないものは除外する
役員等が死亡したとき	花輪若しくは生花等	